

市長と語る会(猪田地区住民自治協)

平成27年8月20日(木)午後7時30分～午後9時
猪田地区市民センター

項目	市民の皆さんからいただいた主な意見等	その際の回答要旨
道路について	猪田地区の道路状況は昔と大きく変わらないが、猪田周辺的环境は大きく変化していて、国道368号と国道422号のバイパスとして猪田地区を抜け道として利用されている人が多い。高速で走っており、横断歩道でもなかなか止まってくれない。成和東小学校へ通学する子どもの安全性がとても不安です。他にも死亡事故が起こるような道路がありますので、市として対応を考えて欲しい。	ご指摘のとおり、猪田の道は大変細く、危険であることは理解できます。古山地区からも同様の要望がありました。そのため、三重県に対して車が対向できるように待機場所を整備してもらうよう強く要望しました。警察署長からも危険箇所道路にカラーペイントを施すことの対応が有効であるとの報告をいただいています。対応を検討していきます。
太陽光発電施設用地について	青蓮寺パイロットファームから猪田に通じる道付近の山林で太陽光発電設備設置用として大規模な造成を行っている。かなり大掛かりな造成工事であり開発行為に該当しないものか。太陽光発電は経済産業省で、市や県が対応できないとのことだが、市行政として指導などの対応ができるよう窓口を設けて欲しい。 また、かなり広大な敷地であるため雨水などの処理についても心配である。滋賀県では県独自で対応できるよう動きがあると聞いている。研究をして欲しい。	太陽光発電設備は建築物に該当しないため法的な制限がかからず、市としては砂防林を伐採したなどの具体的事実がない限り、指導などすることは難しいものです。 現在は砂防指定地内で木を伐採し、造成したことにより、県の指導が入っており工事はストップしています。また、市では隣接地の2区画が新規造成されることも情報を得ています。法律を拠り所として行政は動いているため、法律を越えて手続きをすることは難しいが、相談に乗ることは大事です。滋賀県で先進事例があるようであれば研究をする必要はあります。
学童保育について	子どもの数がとても少なくなっているなかで、成和東小学校に学童保育がない。保護者だけで週に2回放課後児童教室として運用しているが、限界が近づいてきている。一人で帰宅して、帰宅後も一人で過ごす子どもがいる。安心して子育てをすることができ、子育て世代の女性も就労できるように学童保育施設をつくって欲しい。	現在成和東小学校敷地内(猪田)に学童保育を作っていくため、前向きに手続きを進めています。 詳細について、市民センターへ連絡します。
公共施設の利用について	伊賀市と名張市では、一つの地域として住民のつながりがあり、お互いに行き来しているが、両市の様々な施設利用するときに当該市民しか利用できない。もっと施設利用をやすくして欲しい。	近隣自治体との連携に関しては、地域の皆さんが安心して住んでいけるように、定住自立件高層を進めています。伊賀市はその中核市になっています。名張市とは、定住自立圏構想とは別に、若い世代が安心して生活できるように色々な施策を進めています。施設の利用では、もっとオープン化できるよう進めていきたいと思えます。 新庁舎建築後の現庁舎である南庁舎の利活用については、図書館だけでなく複合的な施設として夜間もゆっくりとくつろげて、様々な人が交流できる場所、美術館や観光インフォメーションセンターなどの機能を持った施設を目指しています。

<p>廃校跡地利用について</p>	<p>旧成和中学校の跡地利用についてどのように考えているのか。</p>	<p>成和中学校跡地は都市計画区域内の市街化調整区域となっているため、建設の用途制限がされるなど、土地利用に関して制限が強くかけられています。線引き制度ができた時代と現在では状況が大きく違います。平成28年度を目処にして条例によって、地元との協議により土地の利活用をしやすくできるように現在調整中です。それまでに地域にとって何が一番良い方法であるかの検討を進めてください。</p>
<p>市道の管理について</p>	<p>旧成和中学校への道路で、大内から繋がる道路の拡幅を行った。その際に地元から用地提供し、地元として道路の法面の草刈を要望をした。その結果、市が草刈を行うとの回答ももらったが、その後全く草刈がなされないままであり通行できない状態となっている。現地確認して草刈をして欲しい。</p>	<p>市道においては、幹線道路などでは道路面から1メートル程の範囲で草刈をしています。内容を確認して対処させていただきます。</p>
<p>空き家の対策について</p>	<p>少子高齢化が進むにつれて、空き家が増える一方である。防犯や、環境衛生上、景観上も不良状態である。空き家対策特別措置法が制定されているが、適正管理について勧告など改善命令に従わない場合の行政代執行などを行えるように、伊賀市空き家等の適正管理に関する条例の改正をしているのか。</p>	<p>空き家等対策計画を現在策定中です。今後空き家のデータベースの作成をはじめ、危険空き家の問題、中古空き家の利活用、条例のことなど、専門家も入れ検討することとしています。農業をやりたいが、住む場所がない方も実際にいます。新しく移住される若者層が安心して住まいできるような環境整備に空き家を活用できないかと思えます。その際に地域のことをよく理解されている自治協が空き家の仲介や保証などの役割を担ってもらいたいと考えています。</p>
<p>空き地の管理について</p>	<p>センターランドには所有者が他府県に住まいして家を建設していない土地があり、その土地の管理がされていない。家の隣などについては、勝手に草刈りをしている。今後のことが不安である。市として何か対応をしてもらえないか。対応してもらえる部署はどこですか。</p>	<p>空き地の雑草等の除去に関する条例があります。所有者の責務として不良状態にならないよう管理しなければなりません。市としては不良状態となれば勧告することができ、その勧告に従わない場合には代執行するということになります。実際に過去に代執行を行いました。その際に要した費用は市に支払われず市の負担となってしまっています。担当課は環境政策課です。</p>
<p>農業集落排水施設について</p>	<p>大雨で増水した際に、集落排水の施設に浸水しかけていた。その時にどのように対応すればよいか分からない。今後の対応をお願いしたい。</p>	<p>農業集落排水の設置時点で設置場所や施工方法をもっとよく考える必要があったかもしれません。下水道課で遮水壁や土嚢の備蓄や、予算の範囲内で河川の堆積土砂などの対応もしています。</p>